

第780号（平成22年9月3日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

[規則]

- △ 横浜市職員の職務発明に関する規則の一部を改正する規則【総務局財産管理課】 3
- △ 横浜市保健所長委任規則等の一部を改正する規則【健康福祉局食品衛生課】 4

[告示]

- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定【総務局税制課】 5
- △ 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【総務局契約第一課】 6
- △ 横浜国際港都建設計画地区計画の決定【建築局都市計画課】 14
- △ 横浜国際港都建設計画用途地域の変更【建築局都市計画課】 16
- △ 横浜国際港都建設計画高度地区の変更【建築局都市計画課】 18
- △ 横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域の変更【建築局都市計画課】 21
- △ 横浜国際港都建設計画緑化地域の変更【建築局都市計画課】 22
- △ 横浜国際港都建設計画道路の変更【建築局都市計画課】 23
- △ 横浜国際港都建設計画都市高速鉄道の変更【建築局都市計画課】 24
- △ 同 【建築局都市計画課】 27

[公告]

- △ 建築基準法に基づく措置命令【建築局違反対策課】 28
- △ 職員の懲戒処分【総務局人事組織課】 29
- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】 30
- △ 環境影響評価方法書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】 31
- △ 公園の設置【環境創造局公園緑地管理課】 32
- △ 排水設備指定工事店の指定【環境創造局管路保全課】 33
- △ 総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定【建築局建築環境課】 34
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 35
- △ 同 【建築局調整区域課】 36
- △ 同 【建築局調整区域課】 37
- △ 同 【建築局調整区域課】 38
- △ 同 【建築局調整区域課】 39
- △ 同 【建築局調整区域課】 40
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 41
- △ 同 【建築局調整区域課】 42
- △ 同 【建築局調整区域課】 43
- △ 同 【建築局調整区域課】 44
- △ 同 【建築局調整区域課】 45
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築道路課】 46
- △ 同 【建築局建築道路課】 47

[達]

△ 横浜市保健所長委任事務に関する決裁規程の一部改正【健康福祉局食品衛生課】	48
△ 横浜市危機管理推進会議設置規程の一部改正【消防局危機管理課】	49
[区告示]	
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【金沢区地域振興課】	50
△ 地縁による団体の認可【泉区地域振興課】	51
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【磯子区地域振興課】	52
△ 同 【青葉区地域振興課】	53
△ 同 【栄区地域振興課】	54
[区公告]	
△ 土地収用法に基づく裁決の申請があった旨の公告【青葉区総務課】	55
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【瀬谷区総務課】	56
△ 横浜市国民健康保険被保険者証の更新【鶴見区保険年金課】	57
△ 同 【神奈川区保険年金課】	58
△ 同 【西区保険年金課】	59
△ 同 【中区保険年金課】	60
△ 同 【南区保険年金課】	61
△ 同 【港南区保険年金課】	62
△ 同 【保土ヶ谷区保険年金課】	63
△ 同 【旭区保険年金課】	64
△ 同 【磯子区保険年金課】	65
△ 同 【金沢区保険年金課】	66
△ 同 【港北区保険年金課】	67
△ 同 【緑区保険年金課】	68
△ 同 【青葉区保険年金課】	69
△ 同 【都筑区保険年金課】	70
△ 同 【戸塚区保険年金課】	71
△ 同 【栄区保険年金課】	72
△ 同 【泉区保険年金課】	73
△ 同 【瀬谷区保険年金課】	74
[水道局]	
△ 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【経理課】	75
[交通局]	
△ 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【経営企画課】	76
[病院経営局]	
△ 横浜市立脳血管医療センター医業収益の徴収事務の委託【脳血管医療センター医事課】	77
△ 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【市民病院経営経理課】	78
[人事委員会]	
△ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則【任用課】	79
[その他]	
△ 環境創造局政策専任部長の分担事務の廃止【環境創造局総務課】	80
△ 経済観光局政策専任部長の分担事務の廃止【経済観光局総務課】	81

規 則

横 浜 市 職 員 の 職 務 発 明 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

平 成 22 年 9 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 規 則 第 55 号

横 浜 市 職 員 の 職 務 発 明 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

横 浜 市 職 員 の 職 務 発 明 に 関 す る 規 則 (昭 和 47 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 26 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 9 条 の 2 中 「 を 超 え な い 金 額 」 を 削 り 、 「 こ と が で き る 」 を 「 も の と す る 」 に 改 め る 。

第 10 条 中 「 を 超 え な い 金 額 」 を 削 る 。

第 12 条 の 見 出 し 中 「 特 許 出 願 手 数 料 相 当 額 」 を 「 特 許 出 願 手 数 料 等 相 当 額 」 に 改 め 、 同 条 中 「 ま た は 」 を 「 又 は 」 に 改 め 、 「 費 用 」 の 次 に 「 (以 下 「 特 許 出 願 手 数 料 等 」 と い う 。) 」 を 加 え 、 「 す で に 」 を 「 既 に 」 に 改 め 、 「 金 額 」 の 次 に 「 (以 下 「 特 許 出 願 手 数 料 等 相 当 額 」 と い う 。) 」 を 加 え る 。

第 15 条 第 2 項 第 2 号 中 「 補 償 金 等 (特 許 出 願 手 数 料 等 相 当 額 を 除 く 。) 」 を 「 第 11 条 第 2 項 か ら 第 4 項 ま で に 規 定 す る 実 施 補 償 金 」 に 改 め る 。

第 16 条 第 2 項 中 「 総 務 局 長 」 を 「 総 務 局 契 約 財 産 部 長 」 に 改 め 、 同 条 第 3 項 中 「 及 び 契 約 財 産 部 長 」 を 削 り 、 「 並 び に 」 を 「 、 都 市 整 備 局 公 共 事 業 調 査 室 長 及 び 」 に 改 め る 。

附 則

(施 行 期 日)

1 こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

(経 過 措 置)

2 こ の 規 則 に よ る 改 正 後 の 横 浜 市 職 員 の 職 務 発 明 に 関 す る 規 則 第 9 条 の 2 及 び 第 10 条 の 規 定 は 、 こ の 規 則 の 施 行 の 日 以 後 に 支 払 う 出 願 補 償 金 及 び 登 録 補 償 金 に つ い て 適 用 し 、 同 日 前 に 支 払 う 出 願 補 償 金 及 び 登 録 補 償 金 に つ い て は 、 な お 従 前 の 例 に よ る 。

横 浜 市 保 健 所 長 委 任 規 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す
る。

平 成 22 年 9 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 規 則 第 56 号

横 浜 市 保 健 所 長 委 任 規 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

(横 浜 市 保 健 所 長 委 任 規 則 の 一 部 改 正)

第 1 条 横 浜 市 保 健 所 長 委 任 規 則 (平 成 19 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 31 号
) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 31 項 中 「 神 奈 川 県 ふ ぐ 取 扱 及 び 販 売 条 例 」 を 「 神 奈 川 県 ふ ぐ
取 扱 い 及 び 販 売 条 例 」 に 改 め る。

(横 浜 市 中 央 卸 売 市 場 食 品 衛 生 検 査 所 長 委 任 規 則 の 一 部 改 正)

第 2 条 横 浜 市 中 央 卸 売 市 場 食 品 衛 生 検 査 所 長 委 任 規 則 (平 成 6 年
7 月 横 浜 市 規 則 第 62 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 2 号 中 「 神 奈 川 県 ふ ぐ 取 扱 及 び 販 売 条 例 」 を 「 神 奈 川 県 ふ ぐ
取 扱 い 及 び 販 売 条 例 」 に 改 め る。

(横 浜 市 食 品 衛 生 法 に 基 づ く 公 衆 衛 生 上 講 ず べ き 措 置 の 基 準 に 関
す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 改 正)

第 3 条 横 浜 市 食 品 衛 生 法 に 基 づ く 公 衆 衛 生 上 講 ず べ き 措 置 の 基 準
に 関 す る 条 例 施 行 規 則 (平 成 12 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 50 号) の 一 部
を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 3 条 第 1 項 第 8 号 中 「 神 奈 川 県 ふ ぐ 取 扱 及 び 販 売 条 例 」 を 「
神 奈 川 県 ふ ぐ 取 扱 い 及 び 販 売 条 例 」 に 改 め る。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る。

告 示

横 浜 市 告 示 第 400 号

横 浜 市 市 税 条 例 に 基 づ く 控 除 対 象 寄 附 金 の 指 定

横 浜 市 市 税 条 例 （ 昭 和 25 年 8 月 横 浜 市 条 例 第 34 号 ） 第 29 条 の 4 の 3 に 規 定 す る 控 除 対 象 寄 附 金 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

平 成 22 年 9 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

次 の 法 人 の 主 た る 目 的 で あ る 業 務 に 関 連 す る 寄 附 金 （ 横 浜 市 の 区 域 外 に 施 設 を 建 設 す る た め の 費 用 等 に 充 て る こ と を 目 的 と す る も の を 除 く 。 ）

指 定 年 月 日	法 人 の 名 称	主 た る 事 務 所 又 は 事 業 所 の 所 在 地	寄 附 金 税 額 控 除 の 対 象 と な る 日
平 成 22 年 8 月 16 日	公 益 財 団 法 人 か な が わ 健 康 財 団	中 区 富 士 見 町 3 番 地 の 1	平 成 22 年 4 月 1 日
同	社 会 福 祉 法 人 白 百 合 会	神 奈 川 区 亀 住 町 9 番 地 の 5	平 成 22 年 1 月 1 日

横浜市告示第401号

一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手續（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

横浜市（水道局、交通局及び病院経営局を除く。）が発注する平成23年度及び平成24年度の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手續を次のとおり定めた。

平成22年9月3日

横浜市長 林 文 子

1 申請できる資格の区分

- (1) 工事（製造及び修繕（物品の製造及び修繕を除く。）を含む。以下同じ。）
- (2) 物品の購入、修繕、製造、借入れ、印刷物の製作、委託、不用品の売払い及び電力供給等（以下「物品・委託等」という。）
- (3) 設計、測量、地質調査及び不動産鑑定等（以下「設計・測量等」という。）

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 横浜市税（市民税（特別徴収分・普通徴収分）、法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び事業所税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく24か月以上を期間とする一般競争参加停止及び指名停止の措置期間中の者でないこと。
- (4) 本告示に基づく申請（変更に関する届出を含む。）に虚偽の入力又は提出書類に虚偽の記載をした者でないこと。
- (5) 工事の入札に参加する者は、前4号のほか次の要件を満たしていること。

ア 登録を希望する工種に対応する建設業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けており、かつ、同法第27条の23第1項に定める経営事項審査（入札参加資格審査の申請日で有効かつ最新のものに限る。以下「経審」という。）を受けており、経審において経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書が通知されていること。
また、別表1に掲げる登録を希望する工種（上水道を除く。）に対応する建設業について、経審の経営規模等評価結果

通知書及び総合評定値通知書の完成工事高の欄に完成工事高が計上されていること。

ただし、船舶においては、建設業法に代わり造船法（昭和25年法律第129号）第2条の許可又は小型船造船業法（昭和41年法律第119号）第4条の登録を受けていること。

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）にあっては、次の要件を満たしていること。

(ア) 登録を希望する工種に対応する建設業について、当該組合の理事が役員となっている事業者のうち、組合が指定する者5者以内（以下「審査対象組合員」という。）がアの要件を満たしていること。

(イ) 登録を希望する工種に対応する建設業について、組合の定款に共同受注についての定めがあること。

(7) 物品・委託等及び設計・測量等の入札に参加する者は、第1号から第4号までのほか次の要件を満たしていること。

ア 営業を行うにつき、法令の規定により官公署等の許可、認可等を必要とする場合においては、当該許可、認可等を受けていること。

イ 組合にあっては、登録を希望する種目に対応する業種について、組合の定款に共同受注についての定めがあること。

3 入札参加資格審査申請の手続

(1) 申請期間

平成22年10月1日から平成22年10月21日まで（閉庁日を除く。）

(2) 申請時間

午前9時から午後8時まで

(3) 申請方法

インターネットを利用して次のアドレスから横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」にアクセスし、申請入力画面上の申請フォームに必要事項を入力及び送信した後、直ちに次号に定める提出書類を第5号に定める部課に提出しなければならない。

横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」アドレス

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/>

(4) 提出書類

ア 法人登記簿謄本又は現在事項全部証明書（個人営業の場合は、身分証明書及び登記されていないことの証明書又は登記事項証明書）

イ 代表者印鑑証明書（個人営業の場合は、個人の印鑑証明書

)

ウ 納税証明書（「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明）

エ 使用印鑑届

オ 委任状（委任する場合のみ）

カ ISO登録証の写し（取得している場合のみ）

キ 工事の入札に参加する者は、アからカまでに定める書類のほか次の書類を提出すること。

(ア) 経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書の写し

また、船舶の登録を希望する場合は、造船法に基づく許可書又は小型船造船業法に基づく小型船造船業登録済証及び財務諸表（申請日の直前決算の2年間分を対象としたもの。ただし、個人営業の場合は、年間売上高の分かる確定申告書等）

(イ) 工事の施工実績を証明する書類（契約書等の写し）

ク 物品・委託等及び設計・測量等の入札に参加する者は、アからカまでに定める書類のほか次の書類を提出すること。

ただし、日本国内に営業所を有しない者は、ア、イ及びウを省略することができる。

(ア) 財務諸表（申請日の直前決算の2年間分を対象としたもの。ただし、個人営業の場合は、年間売上高の分かる確定申告書等）

(イ) 営業許可・認可証の写し

ケ 組合の提出書類

(ア) アからクまでに定める書類

(イ) 組合の定款

(ウ) 官公需共同受注規約

(エ) 官公需適格組合証明書の写し（証明を受けている場合のみ）

(オ) 組合役員名簿

(カ) 組合員名簿

(キ) 審査対象組合員の経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書の写し（工事に申請する場合のみ）

(ク) 工種別審査対象組合員一覧（工事に申請する場合のみ）

(5) 書類提出部課

〒231-0017

中区港町1丁目1番地（関内中央ビル2階）

横浜市総務局契約財産部契約第一課

(6) 申請において使用する言語等

ア 申請及び提出書類の記載は、日本語で行うこと。なお、提

出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記又は添付すること。

イ 申請及び提出書類に用いる金額は、日本国通貨によることとし、外国通貨を換算するときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する申請日現在有効の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算した額とすること。

(7) 申請できる工種数及び種目数

ア 工事

別表1に掲げる工種のうち、4工種まで申請できる。

イ 物品・委託等

別表2に掲げる営業種目のうち、15種目まで申請できる。

ウ 設計・測量等

別表3に掲げる営業種目のうち、8種目まで申請できる。

4 随時申請

次の者を対象とし、平成23年4月1日から随時に申請を受け付ける（閉庁日を除く。）。

(1) 前項の申請による入札参加資格を有しない者

(2) 前項の申請により入札参加資格を得た者のうち、第9項により通知された登録工種数又は営業種目数を含め、前項第7号の工種数又は営業種目数の範囲内で、工種又は営業種目の追加を希望する者

5 入札参加資格の特定調達契約に関する取扱い

前2項の申請により入札参加資格を得た者は、第9項の通知に定める工種及び営業種目について、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用のある調達契約に係る入札の参加資格を有する。

6 変更に関する届出

第3項及び第4項の申請により入札参加資格を得た後、申請内容に変更が生じたときは、直ちに入札参加資格審査申請書変更届出を行い、その事実を証明する書類を第3項第5号に定める部課に提出しなければならない。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格又は入札参加資格の一部を喪失するものとする。

(1) 第2項に定める入札参加者の資格要件のいずれかを欠いたとき。

(2) 入札参加資格に係る営業を廃止したとき。

8 入札参加資格の承継

入札に参加しようとする者が、営業を承継した場合において、次の各号のいずれかに該当し、別途市長が定める書類を提出する

ときは、前営業者の当該営業に従事した期間及び納付した税額は、承継人において従事し、又は納付したものとみなす。

- (1) 相続したとき。
- (2) 個人営業者が会社を設立し、これにその営業を譲渡し、その会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。
- (3) 会社が解散し、会社の取締役又は社員がその営業を譲り受け、個人営業者となったとき。
- (4) 合併により解散した会社の社員が、合併により新設された会社又は合併後存続する会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。
- (5) 会社が組織を変更して、他の種類の会社となったとき。
- (6) 会社が営業の一部を分離して新たに会社を設立させ、その営業を譲渡したとき。
- (7) その他市長が必要と認めたとき。

9 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果については、審査終了後、通知を行う。

10 格付について

次の区分について、格付を採用する。

なお、格付方法及び提出書類等については、別途横浜市報調達公告版において公告を行う。

(1) 工事

ア 別表1に定める工種「土木」、「ほ装」、「造園」、「建築」、「電気」、「管」及び「上水道」の入札参加資格を得た者は、イの(ア)から(キ)までの項目に基づき格付を行う。

なお、この格付は、入札を行う際に定める入札参加資格及び指名基準として用いる。

イ 格付は次の項目に基づく。

- (ア) 工種に対応する建設業に係る経審の総合評定値
- (イ) 横浜市における工種別の年間平均請負実績金額
- (ウ) 横浜市における工種別の工事成績
- (エ) 横浜市優良工事請負業者表彰の受賞状況
- (オ) ISOの認証状況
- (カ) 障害者の雇用状況
- (キ) 贈賄及び独占禁止法違反行為等による横浜市における一般競争参加停止及び指名停止措置状況

(2) 物品・委託等

ア 別表2に定める営業種目「建物管理」及び「公園緑地等管理」の入札参加資格を得た者は、ウの(ア)から(ク)までの項目に基づき格付を行う。

なお、この格付は、入札を行う際に定める入札参加資格及

び指名基準として用いる。

イ アに定めるもののほか、第5項に定める地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用のある調達契約に係る入札の参加資格を得た者は、ウの(ア)から(オ)までの項目に基づき格付を行う。

なお、この格付は入札を行う際に定める入札参加資格として用いる。

ウ 格付は次の項目に基づく。

(ア) 種目別の年間平均売上高

(イ) 自己資本額

(ウ) 従業員数

(エ) 流動比率

(オ) 営業年数

(カ) ISOの認証状況

(キ) 障害者の雇用状況

(ク) 贈賄及び独占禁止法違反行為等による横浜市における一般競争参加停止及び指名停止措置状況

11 入札参加資格の有効期間

(1) 第3項に定める申請を行ったもの

平成23年4月1日から平成25年3月31日まで

(2) 第4項に定める申請を行ったもの

第9項の通知で定める有効期間の始期から平成25年3月31日まで

12 入札参加資格の有効期間の更新手続

入札参加資格の更新を希望する者は、平成24年度の有効期間中に入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の方法について告示を行う予定があるので、その告示に基づき申請すること。

13 その他

詳細は、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」の「資格審査申請」による。

14 この告示に関する問い合わせ先

横浜市総務局契約財産部契約第一課管理係

電話 045(671)3805

別表1

工事

コード	工種	コード	工種
01	土木	15	ひき屋・解体
02	ほ装	16	フェンス
03	とび・土工	17	電気
04	港湾	18	電気通信

05	造園	19	管
06	石	20	管更正
07	建築	21	機械器具設置
09	内装	22	消防施設
10	建具	23	さく井
11	塗装	24	上水道
12	区画線・標識	25	船舶
13	防水	26	その他
14	鋼構造		

別表 2

物品・委託等

コード	営業種目	コード	営業種目
001	文具・事務機械	106	製本
002	図書	107	青焼・複写
003	用紙類	108	特殊印刷
004	保育用品	109	印刷物企画デザイン
006	写真機・映写機	110	光ディスク製作 (CD、DVD等)
007	楽器	111	封筒印刷
009	運動具	201	自動車修理・点検
010	美術・陶芸品	202	その他の修理
011	雑貨	301	建物管理
013	機械器具・工具類	302	警備業務
015	コンピュータ類	303	浄化槽・貯水槽等清掃
016	電気機械類	304	通信設備保守
019	医療機械器具	306	消防設備保守
020	理化学機械器具	309	資源化委託
021	医薬・衛生材料	310	貨物運送
022	工化学薬品	311	下水道管等保守
023	ゴム・皮革	312	道路・公園清掃
024	衣服・帽子	313	公園緑地等管理
026	寝具	314	クリーニング
027	室内装飾類	315	害虫等駆除
029	看板・プレート	316	コンピュータ業務
030	バッチ・旗・天幕	317	マイクロ写真
031	道路保安資材	318	航空写真
033	什器	319	イベント企画運営等
034	厨房・浴槽機器類	320	各種調査企画

036	食 料 品 ・ 記 念 品	321	検 査 ・ 測 定
037	動 物 ・ 飼 料	322	映 画 ・ ビ デ オ 制 作
038	自 動 車	323	広 告
039	自 動 車 部 品	325	給 食
040	タ イ ヤ	327	電 気 設 備 保 守
041	電 車 用 品	328	機 械 設 備 保 守
042	水 道 用 品	329	施 設 運 転 管 理 ・ 保 守
043	消 防 ・ 防 災 ・ 防 犯 用 品	330	廃 棄 物 処 理
044	燃 料	333	福 祉 サ ー ビ ス
046	骨 材 ・ セ メ ン ト	334	活 性 炭 ・ 作 動 油 等 再 生
047	原 材 料	335	水 道 関 連 委 託
050	鋼 材	345	事 務 ・ 業 務 の 委 託
052	造 園 材 ・ 木 材	350	そ の 他 の 委 託 等
054	不 用 品 買 受	401	仮 設 建 物 賃 貸
056	船 舶 ・ 航 空 機	402	一 般 賃 貸
060	そ の 他 の 物 品	403	寝 具 賃 貸
101	オ フ セ ッ ト 印 刷	404	自 動 車 賃 貸
102	端 物 印 刷	410	複 写 サ ー ビ ス
103	軽 印 刷	501	電 力 ・ ガ ス
104	フ ォ ー ム 印 刷	601	労 働 者 派 遣 業 務
105	地 図 作 成	602	そ の 他 の 業 務

別 表 3

設 計 ・ 測 量 等

コ ー ド	営 業 種 目	コ ー ド	営 業 種 目
901	建 築 設 計 (監 理 を 含 む 。)	905	建 設 コ ン サ ル タ ン ト 等 の 業 務
902	設 備 設 計	906	測 量
903	土 木 設 計	907	地 質 調 査
904	造 園 設 計	908	不 動 産 鑑 定

横 浜 市 告 示 第 402 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画 の 決 定

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 地 区 計 画 を 次 の と お り 決 定 し た。

そ の 関 係 図 書 は、横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

平 成 22 年 9 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 金 沢 八 景 駅 東 口 地 区 地 区 計 画 を 次 の よ う に 決 定 す る。

名 称	金沢八景駅東口地区地区計画			
位 置	横浜市金沢区瀬戸			
面 積	約 2.4ha			
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>当地区は、「横浜市都市計画マスタープラン全市プラン」において、主要な鉄道駅周辺として市民の身近な日常生活のために、商業、サービス機能などの立地を促進する拠点に位置づけられている。</p> <p>当地区は、土地区画整理事業により、駅前広場やアクセス道路等の公共施設の整備を図るとともに、金沢シーサイドラインの京浜急行金沢八景駅との接続により、交通結節点の機能強化を図っていく。このような公共施設の整備とあわせて、海や歴史などの地域資源や学校が集積する文教の地としての地域特性を活かしつつ、親しみやにぎわいのある界隈を創出するため、駅前拠点にふさわしい商業、サービス機能の集積を促進するなど、バランスのとれた土地利用や良好な市街地環境の形成を図り、横浜の南部方面の拠点として、また、金沢区の中心的な役割を担う駅前の拠点づくりを進める。</p>		
	土地利用の方針	<p>公共交通が結節する駅前拠点にふさわしい土地利用を図るため、商業、サービス機能などの多様な土地利用の誘導を図る。また、土地の高度利用によって多くの人が集まる都市空間の創出や、駅前の立地特性を活かした居住機能を確保するとともに、防災性の向上を図るため、建築物の不燃化を促進する。</p>		
	地区施設の整備方針	<p>土地区画整理事業により駅前広場や区画道路を整備し、安全で快適な歩行者空間の形成や円滑な車両通行を確保するなど、駅前の交通利便性の向上を図る。</p>		
	建築物等の整備方針	<p>駅前拠点としてのにぎわいの創出、拠点にふさわしい景観形成等のため、建築物の用途の制限、建築物等の形態意匠の制限を定める。</p> <p>また、地区の北側の周辺環境への影響に配慮するため、建築物の高さの最高限度を定める。</p>		

地区整備計画					
地区施設の配置及び規模	種類 区画道路	名 称	幅 員	延 長	備 考
		区画 2 号線	13m	約130m	
		区画 3 号線	11m	約 50m	
		区画 4 号線	9 m	約 30m	
		区画 5 号線	10.5m	約 30m	
建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。			
		<p>1 1階を住居の用に供するもので、次の各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>(1) 1階の住居の用に供する部分が廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるもの</p> <p>(2) 土地区画整理法(昭和29年法律第 119号)第98条第1項又は第 103条第1項の規定により換地又は仮換地として指定された土地で次に掲げる条件のいずれにも該当する土地を敷地として使用するもの</p> <p>ア 計画図に示す、都市計画道路 3・4・39号金沢八景六浦線(駅前広場を含む。)に接しないこと。</p>			

	<p>イ 当該土地に対応する従前の土地を住居の用のみに供する建築物の敷地として使用していたこと。</p> <p>2 自動車教習所</p> <p>3 勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券発売所</p> <p>4 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）</p> <p>5 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>6 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する建築基準法施行令第 130条の 9 の 2に定めるもの</p>
建築物の高さの最高限度	<p>計画図に示す、北側斜線の制限を受ける区域内の建築物の各部分の高さは、当該部分から基準線までの真北方向の水平距離に 0.6を乗じて得たものに 7.5mを加えたもの以下としなければならない。</p>
建築物等の形態意匠の制限	<p>1 建築物の屋根及び外壁は、刺激的な色彩又は装飾を控えるなど、周囲の景観に配慮したものとする。</p> <p>2 屋外広告物は、刺激的な色彩又は装飾を控えるなど、周囲の景観に配慮したものとする。</p> <p>3 地区施設、都市施設（都市計画道路 3・4・39号金沢八景六浦線（駅前広場を含む。）及び都市計画道路 3・3・9号国道16号線）及び市道谷津第 410号線（海軍道路）に面する建築物の低層部は、にぎわいを創出するため、街並みの連続性に配慮した形態意匠とする。</p>

「区域及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり」（計画図は省略）

横浜市告示第403号

横浜国際港都建設計画用途地域の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画用途地域を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月3日

横浜市長 林 文子

横浜国際港都建設計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種低層住居専用地域	約 187ha	6/10以下	3/10以下	敷地境界から1m	165㎡	10m	40.9%
	約 166ha	6/10以下	4/10以下	前面道路から1m	165㎡	10m	
	約 4,665ha	8/10以下	4/10以下	前面道路から1m	125㎡	10m	
	約 723ha	8/10以下	4/10以下	前面道路から1m	165㎡	10m	
	約 879ha	8/10以下	5/10以下	前面道路から1m	125㎡	10m	
	約 36ha	8/10以下	5/10以下	前面道路から1m	165㎡	10m	
	約 3,101ha	8/10以下	5/10以下	—	125㎡	10m	
	約 3,065ha	10/10以下	5/10以下	—	100㎡	10m	
	約 690ha	10/10以下	6/10以下	—	100㎡	10m	
	小計	約13,512ha					
第二種低層住居専用地域	約 86ha	8/10以下	4/10以下	前面道路から1m	125㎡	10m	0.5%
	約 17ha	8/10以下	4/10以下	前面道路から1m	165㎡	10m	
	約 21ha	8/10以下	5/10以下	前面道路から1m	125㎡	10m	
	約 1ha	8/10以下	5/10以下	前面道路から1m	165㎡	10m	
	約 11ha	8/10以下	5/10以下	—	125㎡	10m	
	約 8ha	10/10以下	5/10以下	—	100㎡	10m	
	約 29ha	15/10以下	6/10以下	—	—	12m	
小計	約 173ha						
第一種中高層住居専用地域	約 2,627ha	15/10以下	6/10以下	—	—	—	7.9%
第二種中高層住居専用地域	約 1,750ha	15/10以下	6/10以下	—	—	—	5.3%
第一種住居地域	約 4,456ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	13.5%
第二種住居地域	約 527ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	1.6%
準住居地域	約 1,441ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	4.4%
近隣商業地域	約 376ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	4.3%
	約 837ha	30/10以下	8/10以下	—	—	—	
	約 202ha	40/10以下	8/10以下	—	—	—	
小計	約 1,415ha						
商業地域	約 1,208ha	40/10以下	8/10以下	—	—	—	5.8%
	約 197ha	50/10以下	8/10以下	—	—	—	
	約 313ha	60/10以下	8/10以下	—	—	—	
	約 35ha	70/10以下	8/10以下	—	—	—	
	約 159ha	80/10以下	8/10以下	—	—	—	
小計	約 1,912ha						

準工業地域	約 1,667ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
小計	約 67ha	40/10以下	6/10以下	—	—	—	
	約 1,734ha						5.2%
工業地域	約 1,687ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	5.1%
工業専用地域	約 278ha	20/10以下	4/10以下	—	—	—	
小計	約 1,555ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
	約 1,833ha						5.5%
合計	約33,067ha						100%

適用の除外

次のいずれかに該当する土地については、前記の建築物の敷地面積の最低限度（以下「最低限度」という。）の定めは適用しない。

- 1 最低限度が定められた際、現に建築物の敷地として使用されている土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用することができる土地で、次の各号のいずれかに掲げる公共施設等の整備とあわせ、当該土地を含む区域において、低層住宅に係る良好な住居の環境が確保されるものについては、当該公共施設等の用に供する土地を除く全部を一の敷地として使用するもの又は当該公共施設等の用に供する土地を除き分割される各々を一の敷地として使用するもの
 - (1) 道路法（昭和27年法律第 180号）又は都市計画法（昭和43年法律第 100号）による道路
ただし、都市計画法第29条の規定による許可を受けた開発行為に係るものを除く。
 - (2) 河川、水路その他これらに類する公共公益施設
- 2 当該土地を含む区域において、低層住宅に係る良好な住居の環境が確保されるもので、土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第98条第 1 項の規定による仮換地の指定、同法第 103条第 1 項の規定による換地処分その他法令によるこれらに準じた処分等を受けた土地（当該処分等のもととなった事業計画等の認可又は公告があった際、現に建築物の敷地として使用されていた土地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用することができた土地と照応するものに限る。）で、その全部を一の敷地として使用するもの
- 3 都市計画において定めた地区計画等により最低限度が定められ、かつ、当該地区計画等により低層住宅に係る良好な住居の環境が確保されている区域内にあるもの
- 4 前各項に類する都市計画上支障がない場合において、市長が、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した建築物の敷地に係るもの

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」（計画図は省略）

横 浜 市 告 示 第 404 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 高 度 地 区 の 変 更

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用 する 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 高 度 地 区 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 する 。

平 成 22 年 9 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 高 度 地 区 を 次 の よ う に 変 更 する 。

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備 考
高 度 地 区 (最 高 限 第 1 種)	約 13,658ha	(1) 建築物の高さは、10メートルを超えてはならない。 (2) 建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下としなければならない。	
高 度 地 区 (最 高 限 第 2 種)	約 29ha	(1) 建築物の高さは、12メートルを超えてはならない。 (2) 建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下としなければならない。	
高 度 地 区 (最 高 限 第 3 種)	約 4,378ha	(1) 建築物の高さは、15メートルを超えてはならない。 (2) 建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 0.6を乗じて得たものに7メートルを加えたもの以下としなければならない。	
高 度 地 区 (最 高 限 第 4 種)	約 6,423ha	(1) 建築物の高さは、20メートルを超えてはならない。 (2) 建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 0.6を乗じて得たものに 7.5メートルを加えたもの以下としなければならない。	
高 度 地 区 (最 高 限 第 5 種)	約 3,030ha	(1) 建築物の高さは、20メートルを超えてはならない。 (2) 建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下としなければならない。	
高 度 地 区 (最 高 限 第 6 種)	約 1,060ha	建築物の高さは、20メートルを超えてはならない。	
高 度 地 区 (最 高 限 第 7 種)	約 2,657ha	建築物の高さは、31メートルを超えてはならない。	
合 計	約 31,235ha		

適用の除外

次の各号の一に該当する建築物については、前記の制限は適用しない。

- (1) 都市計画において決定した一団地の住宅施設に係る建築物
- (2) 都市計画において決定した地区計画等により建築物の高さの最高限度が定められている区域内の建築物で当該地区計画等に適合しているもの
- (3) 市長が市街地環境の整備向上に寄与すると認め、かつ、建築審査会の同意を得て許可した建築物
- (4) 市長が公益上やむを得ない、又は周囲の状況等により都市計画上支障がないと認め、かつ建築審査会の同意を得て許可した建築物
- (5) 最高限第1種高度地区内において、北側斜線（前記の北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度である線。以下同じ。）内にある高さ12メートル以下の建築物であって、市長が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めたもの

- (6) 最高限第 7 種高度地区内において、建築物の全部又は一部が高度利用地区又は最低限高度地区の適用を受ける建築物
- (7) 工業地域内の最高限第 5 種高度地区内において、高さ31メートル以下の建築物で、当該高度地区における高さの最高限度を超える部分を住宅（長屋及び兼用住宅を含む。）、共同住宅、寄宿舎及び下宿その他これらに附属するものの用途に供しないもの

制限の緩和

- (1) 建築物の敷地の北側に水面、線路敷その他これらに類するもの（ただし、広場、公園は除く。以下同じ。）が接する場合は、当該水面、線路敷その他これらに類するものに接する隣地境界線は、当該水面、線路敷その他これらに類するものの幅の 2 分の 1 だけ外側にあるものとみなす。
- (2) 建築物の敷地の北側の前面道路の反対側に、水面、線路敷その他これらに類するものがある場合は、当該前面道路に接する境界線は、当該前面道路と水面、線路敷その他これらに類するものの幅の 2 分の 1 だけ外側にあるものとみなす。
- (3) 建築物の敷地の地盤面が北側隣地（北側に前面道路がある場合は、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下この号において同じ。）の地盤面（隣地に建築物がない場合は、当該隣地の平均地表面をいう。以下この号において同じ。）より 1 メートル以上低い場合の北側斜線は、当該敷地の地盤面と北側隣地の地盤面との高低差から 1 メートルを減じたものの 2 分の 1 だけ高い位置に置くものとする。
- (4) 一団地内に 2 以上の構えを成す建築物を総合的設計によって建築する場合、又は一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として、総合的見地からした設計によって当該区域内に建築物が建築される場合において、市長がその各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたものについては、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。

建築物の敷地が 2 以上の高度地区又は高度地区の内外にわたる場合の措置

建築物の敷地が 2 以上の高度地区又は高度地区の内外にわたる場合の北側斜線は、北側の敷地境界線が属する高度地区に関する制限によるものとする。

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備 考
高 度 地 区 (最低限第 1 種)	約78ha	建築物の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）の最低限度は、14メートルとする。	
高 度 地 区 (最低限第 2 種)	0 ha	建築物の高さの最低限度は、12メートルとする。	
高 度 地 区 (最低限第 3 種)	約 5 ha	建築物の高さの最低限度は、7メートルとする。	
合 計	約83ha		

適用の除外

建築物又は建築物の部分で、最低限第 1 種又は最低限第 2 種の区域にあっては、次の(1)から(5)までの一に該当するもの、最低限第 3 種の区域にあっては、(1)、(2)、(6)又は(7)の一に該当するものについて、前述の制限は適用しない。

- (1) 市長が公益上やむを得ない、又は、周囲の状況等により都市計画上支障がないと認め、建築審査会の同意を得て許可した建築物
- (2) 玄関、出入口、ポーチその他これらに類するもの
- (3) 前記の最低限度以上の高さに増築することを予定した基礎及び主要構造部を有する建築物
- (4) 路線の形状で指定した区域においては、敷地と前面道路との境界線からの水平距離が 9 メートルを超える部分にある建築物又は建築物の部分
- (5) 集団の形状で指定した区域においては、建築面積の 2 分の 1 未満に当たる建築物の部分
- (6) 横浜市防災計画において延焼遮断帯路線として指定した道路の境界面に建築物（ひさしを除く。）を投影したとき、投影面上で高さ 7 メートルに満たない部分の水平長さの合計が建築物の水平長さ（建築物が区域の内外にわたる場合は、区域外の建築物の水平長さを含むことができる。）の 2 分の 1 未満である場合の当該部分
- (7) 建築基準法第 3 条第 2 項の規定により同法第 58 条の規定の適用を受けない建築物で、建築基準法施

行令第137条の7第1号及び第2号に定める範囲内において増築若しくは改築を行うもの又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替を行うもの

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」（計画図は省略）

横 浜 市 告 示 第 405 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 防 火 地 域 及 び 準 防 火 地 域 の 変 更

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用
 す る 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 防 火
 地 域 及 び 準 防 火 地 域 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の
 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 22 年 9 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 防 火 地 域 及 び 準 防 火 地 域 を 次 の よ う に 変 更
 す る 。

種 類	面 積	備 考
防 火 地 域	約 1,509 ha	
準 防 火 地 域	約 18,372 ha	

「 位 置 及 び 区 域 は 、 計 画 図 表 示 の と お り 」 (計 画 図 は 省 略)

横 浜 市 告 示 第 406 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 緑 化 地 域 の 変 更

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用
 する 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 緑 化
 地 域 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の
 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 22 年 9 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 緑 化 地 域 を 次 の よ う に 変 更 す る 。

面 積	緑 化 率 の 最 低 限 度	備 考
約 24,486 ha	1 / 10	

「 位 置 及 び 区 域 は 、 計 画 図 表 示 の と お り 」 (計 画 図 は 省 略)

横 浜 市 告 示 第 407 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路 の 変 更

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用 する 同 法 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路 を 次 の と お り 変 更 し た 。

そ の 関 係 図 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 する 。

平 成 22 年 9 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路 中 9 ・ 7 ・ 1 号 金 沢 シ ー サ イ ド ラ イ ン を 次 の よ う に 変 更 する 。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造			備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地		延 長	構 造 形 式	幅 員	
特 殊 街 路	9・7・1	金 沢 シ ー サ イ ド ラ イ ン	磯 子 区 新 杉 田 町	金 沢 区 瀬 戸	磯 子 区 杉 田 五 丁 目 金 沢 区 幸 浦 一 丁 目 金 沢 区 平 潟 町	約 10,900m		7 m		路 線 の 幅 員 7 ～ 25m 都 市 モ ノ レ ー ル 専 用 道
	構 造 形 式 の 内 訳		磯 子 区 新 杉 田 町	金 沢 区 幸 浦 一 丁 目		約 2,430m	嵩 上 式	7 m		
			金 沢 区 幸 浦 一 丁 目	金 沢 区 瀬 戸		約 7,740m	嵩 上 式	7 m		
						約 730m	地 表 式	7 m		

「 区 域 及 び 構 造 は 、 計 画 図 表 示 の と お り 」 (計 画 図 は 省 略)

横浜市告示第408号

横浜国際港都建設計画都市高速鉄道の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画都市高速鉄道を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月3日

横浜市長 林 文子

横浜国際港都建設計画都市高速鉄道中第1号市営地下鉄1号線他2路線を次のように変更する。

名称		位置			区域	構造		備考
番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	地表式の区間における幹線街路等との交差の構造	
1	市営地下鉄1号線	泉区下飯田町	中区尾上町	泉区中田東一丁目 戸塚区戸塚町 港南区丸山台一丁目 南区吉野町 中区長者町	約18,740m			線路線数2 一部4
	内 訳	泉区下飯田町	泉区和泉町		約 620m	掘割式		
		泉区和泉町	港南区上永谷五丁目		約7,520m	地下式		
		港南区上永谷五丁目	港南区野庭町		約 800m	嵩上式		
		港南区野庭町	中区尾上町		約8,420m	地下式		
					約1,380m	地表式	幹線街路と立体交差1箇所	
<p>なお、泉区中田西一丁目及び中田北一丁目地内に立場駅を 泉区中田東三丁目及び中田南三丁目地内に中田駅を 泉区中田東一丁目及び中田南一丁目並びに戸塚区矢部町地内に踊場駅を 戸塚区戸塚町地内に戸塚駅を 戸塚区舞岡町地内に舞岡駅を 港南区丸山台一丁目地内に上永谷駅を 港南区港南中央通地内に港南中央駅を 港南区上大岡西一丁目に上大岡駅を 南区大岡二丁目及び通町地内に弘明寺駅を 南区宮元町地内に蒔田駅を 南区吉野町地内に吉野町駅を 南区高根町及び中区弥生町地内に阪東橋駅を 中区長者町、山吹町及び万代町地内に伊勢佐木長者町駅を 港南区野庭町地内に上永谷車両基地を設ける。 また、引込線（起点港南区野庭町、終点港南区野庭町、地表式）を設ける。</p>								

2	市営地下鉄 3号線	青葉区あ ざみ野一 丁目	中区尾上 町	都筑区茅 ヶ崎中央 港北区新 横浜二丁 目 神奈川区 片倉三丁 目 西区南幸 一丁目	約20,910m			線路 線数2 一部3
	内 訳	青葉区あ ざみ野一 丁目	青葉区荏 田町		約 910m	地下式		
		都筑区中 川二丁目	都筑区牛 久保西三 丁目		約1,050m	地下式		
		都筑区牛 久保西二 丁目	都筑区中 川中央一 丁目		約 670m	地下式		
		都筑区中 川中央一 丁目	都筑区茅 ヶ崎中央		約1,050m	嵩上式		
		都筑区茅 ヶ崎中央	都筑区茅 ヶ崎南四 丁目		約 740m	地下式		
		都筑区茅 ヶ崎南三 丁目	都筑区仲 町台二丁 目		約1,280m	嵩上式		
		都筑区仲 町台三丁 目	港北区新 羽町		約 980m	地下式		
		港北区新 羽町	港北区新 羽町		約1,340m	嵩上式		
		港北区新 羽町	中区尾上 町		約11,050m	地下式		
			約1,840m	地表式	幹線街路と立体交差3箇所			
<p>なお、青葉区あざみ野二丁目地内にあざみ野駅を 都筑区中川一丁目地内に中川駅を 都筑区中川中央一丁目地内にセンター北駅を 都筑区茅ヶ崎中央地内にセンター南駅を 都筑区仲町台一丁目地内に仲町台駅を 港北区新羽町地内に新羽駅を 港北区北新横浜一丁目地内に北新横浜駅を 港北区新横浜二丁目地内に新横浜駅を 港北区岸根町及び篠原町地内に岸根公園駅を 神奈川区片倉三丁目地内に片倉町駅を 神奈川区三ツ沢上町地内に三ツ沢上町駅を 神奈川区三ツ沢下町地内に三ツ沢下町駅を 西区南幸一丁目地内に横浜駅を 西区桜木町地内に高島町駅を 中区桜木町地内に桜木町駅を 中区尾上町地内に関内駅を 港北区北新横浜一丁目地内に新羽車両基地を設ける。 また、引込線（起点港北区新羽町、終点港北区北新横浜一丁目、嵩上式）を設ける。</p>								

5	市営地下鉄 4号線	港北区日 吉四丁目	緑区中山 町	港北区高 田東三丁 目 都筑区茅 ヶ崎中央 緑区青砥 町	約13,120m			線路 線数2 一部3 一部4
	内 訳	港北区日 吉四丁目	都筑区中 川中央一 丁目		約7,240m	地下式		
		都筑区中 川中央一 丁目	都筑区茅 ヶ崎中央		約1,120m	嵩上式		
		都筑区茅 ヶ崎中央	都筑区高 山		約1,670m	地下式		
		都筑区富 士見が丘	都筑区川 和町		約 560m	地下式		
		都筑区川 和町	都筑区川 和町		約 540m	嵩上式		
		緑区 北八朔町	緑区中山 町		約1,260m	地下式		
					約 730m	地表式	幹線街路と立体交差1箇所	
<p>なお、港北区日吉二丁目及び日吉四丁目地内に日吉駅を 港北区日吉本町五丁目地内に日吉本町駅を 港北区高田東三丁目地内に高田駅を 都筑区東山田町地内に東山田駅を 都筑区北山田一丁目地内に北山田駅を 都筑区中川中央一丁目地内にセンター北駅を 都筑区茅ヶ崎中央地内にセンター南駅を 都筑区葛が谷及び高山地内に都筑ふれあいの丘駅を 都筑区川和町地内に川和町駅を 緑区中山町地内に中山駅を 都筑区川和町地内に川和車両基地を設ける。 また、引込線（起点都筑区川和町、終点都筑区川和町、地表式）を設ける。</p>								

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」（計画図は省略）

横浜市告示第409号

横浜国際港都建設計画都市高速鉄道の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画都市高速鉄道を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月3日

横浜市長 林 文子

横浜国際港都建設計画都市高速鉄道中第3号金沢シーサイドラインを次のように変更する。

名称		位置			区域	構造		備考
番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
3	金沢シーサイドライン	磯子区新杉田町	金沢区瀬戸	磯子区杉田五丁目 金沢区幸浦一丁目 金沢区平潟町	約10,900m			線路 線数2 一部3
		磯子区新杉田町	金沢区幸浦一丁目		約2,430m	嵩上式		
		金沢区幸浦一丁目	金沢区瀬戸		約7,740m	嵩上式		
					約730m	地表式		
内訳	<p>なお、磯子区新杉田町地内に新杉田駅を 金沢区鳥浜町地内に南部市場駅を 金沢区幸浦一丁目地内に鳥浜駅を 金沢区幸浦一丁目地内に並木北駅を 金沢区幸浦二丁目地内に並木中央駅を 金沢区幸浦二丁目地内に幸浦駅を 金沢区福浦一丁目地内に産業振興センター駅を 金沢区福浦二丁目地内に福浦駅を 金沢区福浦三丁目地内に市大医学部駅を 金沢区海の公園地内に八景島駅を 金沢区海の公園地内に海の公園柴口駅を 金沢区海の公園地内に海の公園南口駅を 金沢区平潟町地先に野島公園駅を 金沢区瀬戸地内に金沢八景駅を 金沢区幸浦二丁目地内に並木中央車両基地を設ける。 また、引込線（起点金沢区幸浦二丁目、終点金沢区幸浦二丁目、地表式）を設ける。</p>							

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」（計画図は省略）

公告

横浜市公告第 587 号（平成 22 年 8 月 25 日 掲 示 済）

建築基準法に基づく措置命令

次の建築物は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条、第 20 条、第 52 条、第 53 条、第 56 条、第 56 条の 2 及び第 58 条の規定に違反しているので、同法第 9 条第 1 項の規定に基づき、次の措置をとることを命じた。

平成 22 年 8 月 25 日

横浜市長 林 文 子

- 1 措置の内容
是正措置
- 2 建築物の所在地
港南区日野四丁目 779 番の 8
- 3 建築物の構造等
構造 鉄骨造
階数 地上 4 階建て
用途 一戸建ての住宅
- 4 被命令者の住所及び氏名
新潟県刈羽郡刈羽村大字上高町甲 9 番地の 1
太 田 昌 孝

横 浜 市 公 告 第 588 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 (昭 和 25 年 法 律 第 261 号) 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び 第 3 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 平 成 22 年 8 月 30 日 懲 戒 処 分 に 付 し た

。

平 成 22 年 9 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
資 源 循 環 局 家 庭 系 対 策 部 車 両 課 整 備 係	技 能 職 員	佐 々 木 浩 一	減 給 (平 均 賃 金 の 1 日 分 の 半 額)

横浜市公告第 589 号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成 22 年 9 月 3 日

横浜市長 林 文子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所所在地	定款に記載された目的
平成 22 年 8 月 20 日	特定非営利活動法人ネクサス	三 田 信	港南区日野中央三丁目 9 番 1 - 70 1 号	ひとり親や障がい者および高齢者等に対して、情報通信技術を活用した在宅就労に関する事業を行い、それらの人々の自立支援、社会参加および社会貢献の機会創出に寄与すること。

横浜市公告第590号

環境影響評価方法書の縦覧

横浜市環境影響評価条例（平成10年10月横浜市条例第41号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、（仮称）横浜駅西口駅ビル計画環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の提出があったので、条例第9条第1項の規定に基づき、方法書の写しを次のとおり一般の縦覧に供する。

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、条例第11条第1項の規定に基づき、縦覧期間内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

平成22年9月3日

横浜市長 林 文子

- 1 事業者の氏名及び住所
東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 清野 智
東京都渋谷区代々木2丁目2番2号
東京急行電鉄株式会社
取締役社長 越村 敏昭
東京都渋谷区南平台町5番6号
- 2 対象事業の名称
（仮称）横浜駅西口駅ビル計画
- 3 対象事業が実施されるべき区域
西区南幸一丁目1番1号ほか
- 4 縦覧場所
中区港町1丁目1番地
横浜市環境創造局企画部環境影響評価課
神奈川区広台太田町3番地の8
横浜市神奈川区役所総務部区政推進課
西区中央一丁目5番10号
横浜市西区役所総務部区政推進課
- 5 縦覧期間
平成22年9月3日から平成22年10月18日まで

横 浜 市 公 告 第 591 号

公 園 の 設 置

都 市 公 園 法 (昭 和 31 年 法 律 第 79 号) 第 2 条 の 2 の 規 定 に 基 づ き 、
次 の と お り 公 園 を 設 置 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 環 境 創 造 局 施 設 管 理 部 公 園 緑 地 管 理 課 に
お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 22 年 9 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

公 園 の 名 称	位 置	区 域	面 積	主 な 公 園 施 設	供 用 開 始 の 期 日
中 和 田 村 役 場 跡 地 公 園	泉 区 和 泉 町 3,69 4 番	別 図 の と お り	259 m ²	パ ー ゴ ラ 、 ベ ン チ	平 成 22 年 9 月 3 日

別 図 (省 略)

横浜市公告第 592 号

排水設備指定工事店の指定

横浜市排水設備指定工事店規則（平成 11 年 1 月横浜市規則第 1 号）に規定する排水設備指定工事店として、次のとおり指定した。

平成 22 年 9 月 3 日

横浜市長 林 文子

1 排水設備指定工事店

指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
30370	依田設備	依田博樹	神奈川区三枚町 581 番地の 1
30371	株式会社奥村商会	奥村繁	西区平沼二丁目 6 番 8 号
11523	有限会社はるみ建設	春原富裕	中区箕沢 13 番地の 80
30372	株式会社カクタプランニング	角田英博	旭区矢指町 1,935 番地の 3
11524	株式会社ティーエムコーポレーション	宮嶋貴博	磯子区洋光台五丁目 9 番 3 号
30373	有限会社十和田管工	中野渡隆一	青葉区鉄町 1,900 番地
11525	株式会社イースト	小池秀明	戸塚区平戸町 491 番地の 4
11526	株式会社大五建設	小山健治	綾瀬市早川 1,345 番地の 38
30374	豊建設株式会社	渡辺宇之助	伊勢原市東富岡 959 番地の 10
30375	株式会社ニッショウ	濱田里美	川崎市宮前区野川 1,044 番地
11527	菊永建設株式会社	菊永千博	相模原市南区麻溝台 4 丁目 6 番 32 号
30376	太智工業	安室雄智	藤沢市葛原 1,088 番地の 8
30377	有限会社中村商会	中村京子	大和市福田 3,360 番地の 20
30378	有限会社石井設備工業	石井榮一	横須賀市長井 1 丁目 26 番 8 号

2 指定年月日

平成 22 年 9 月 1 日

横 浜 市 公 告 第 593 号

総合的 設計 による 同一 敷地 内 建築物 の 認定 に 係る 一団地
 内 における 同一 敷地 内 建築物 以外 の 建築物 の 認定
 建築 基準 法（昭和 25 年 法律 第 201 号）第 86 条 の 2 第 1 項 の 規定 に
 基づき、総合的 設計 による 同一 敷地 内 建築物 の 認定 に 係る 一団地 内
 における 同一 敷地 内 建築物 以外 の 建築物 の 位置 及び 構造 を 次 の と お
 り 認定 した。

平成 22 年 9 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

認 定 年 月 日	認 定 番 号	一 団 地	申 請 者
平成 22 年 8 月 24 日	第 482 号	磯 子 区 洋 光 台 五 丁 目 6 番 の 1 ほ か	洋 光 台 南 第 二 住 宅 管 理 組 合 理 事 長 栗 林 顕 治

横 浜 市 公 告 第 594 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 22 年 9 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 20 年 4 月 10 日 第 19 開 832 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
鶴 見 区 鶴 見 中 央 四 丁 目 33 番 1 号
ナ イ ス 株 式 会 社
代 表 取 締 役 平 田 恒 一 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 本 宿 町 118 番 の 5 、 118 番 の 6 、 118 番 の 11 、 118 番 の 14
及 び 118 番 の 17 か ら 118 番 の 19 ま で

横 浜 市 公 告 第 595 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 22 年 9 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 21 年 2 月 5 日 第 20 開 1006 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
藤 沢 市 鵜 沼 石 上 2 丁 目 5 番 1 号
富 士 城 ホ ー ム 株 式 会 社
代 表 取 締 役 柳 沢 正 男
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
金 沢 区 釜 利 谷 東 六 丁 目 745 番 の 1 、 752 番 の 14 及 び 867 番 の 6
の 各 一 部 、 875 番 の 6 、 875 番 の 44 の 一 部 並 び に 875 番 の 52 から
875 番 の 54 まで

横 浜 市 公 告 第 596 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 22 年 9 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 21 年 11 月 19 日 第 21 開 1308 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
磯 子 区 洋 光 台 六 丁 目 31 番 8 号
共 同 エ ー ジ ェ ン シ ー 株 式 会 社
代 表 取 締 役 石 井 政 治
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 戸 塚 町 2,153 番 の 2 、 2,153 番 の 13 の 一 部 、 2,153 番 の
20 か ら 2,153 番 の 28 ま で 、 2,154 番 の 7 の 一 部 、 2,154 番 の 8 の
一 部 、 2,154 番 の 9 の 一 部 、 2,154 番 の 10 の 一 部 、 2,154 番 の 11
の 一 部 及 び 2,154 番 の 12 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 597 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 22 年 9 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 22 年 5 月 24 日 第 22 開 1304 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 品 濃 町 277 番 地
長 谷 川 昭 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 品 濃 町 251 番 の 1 、 251 番 の 5 の 一 部 、 251 番 の 7 、 27
1 番 の 1 、 271 番 の 4 、 278 番 の 1 、 278 番 の 3 、 279 番 の 2 及
び 280 番 の 3 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 598 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 22 年 9 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 22 年 6 月 24 日 第 22 開 1307 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 西 東 京 市 芝 久 保 町 4 丁 目 26 番 3 号
株 式 会 社 東 栄 住 宅
代 表 取 締 役 西 野 弘
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 矢 部 町 997 番 の 1 か ら 997 番 の 6 ま で

横 浜 市 公 告 第 599 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 22 年 9 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 22 年 7 月 2 日 第 22 開 1603 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 港 区 虎 ノ 門 2 丁 目 2 番 5 号
株 式 会 社 ケ イ ミ ッ ク ス
代 表 取 締 役 橋 本 有 康
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 西 が 岡 二 丁 目 4 番 の 2

横 浜 市 公 告 第 600 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 情 報 相 談 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 22 年 9 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 22 ・ 1 ・ 4 号
- 2 指 定 年 月 日
平 成 22 年 8 月 20 日
- 3 道 路 の 幅 員
5.00 m
- 4 道 路 の 延 長
24.96 m
- 5 指 定 の 場 所
鶴 見 区 江 ヶ 崎 町 281 番 の 10
- 6 申 請 者 の 氏 名
鴨 志 田 正 晴

横 浜 市 公 告 第 601 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 情 報 相 談 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 22 年 9 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 22 ・ 2 ・ 3 号
- 2 指 定 年 月 日
平 成 22 年 8 月 25 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.52 m
- 4 道 路 の 延 長
10.73 m
- 5 指 定 の 場 所
神 奈 川 区 三 ツ 沢 中 町 15 番 の 10
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 あ さ ひ ハ ウ ジ ン グ セ ン タ ー
代 表 取 締 役 高 村 明 彦

横 浜 市 公 告 第 602 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 情 報 相 談 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 22 年 9 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 22 ・ 11 ・ 11 号
- 2 指 定 年 月 日
平 成 22 年 8 月 19 日
- 3 道 路 の 幅 員
5.00 m
- 4 道 路 の 延 長
17.03 m
- 5 指 定 の 場 所
港 北 区 篠 原 町 3,207 番 の 13 及 び 3,207 番 の 15 の 各 一 部 、 3,207 番 の 17 、 3,207 番 の 20 の 一 部 、 3,207 番 の 23 並 び に 3,207 番 の 26 から 3,207 番 の 30 ま で
- 6 申 請 者 の 氏 名
福 田 貞 夫

横 浜 市 公 告 第 603 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 情 報 相 談 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 22 年 9 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 22 ・ 11 ・ 13 号
- 2 指 定 年 月 日
平 成 22 年 8 月 24 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
17.58 m
- 5 指 定 の 場 所
港 北 区 小 机 町 1,321 番 の 8
- 6 申 請 者 の 氏 名
有 限 会 社 住 総 ハ ウ ジ ン グ
代 表 取 締 役 平 本 英 樹

横浜市公告第 604 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局情報相談部情報相談課において一般の縦覧に供する。

平成 22 年 9 月 3 日

横浜市長 林 文子

- 1 指定番号
第 22・12・2 号
- 2 指定年月日
平成 22 年 8 月 20 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
30.88 m
- 5 指定の場所
緑区鴨居三丁目 768 番の 3、768 番の 4、769 番の 6 から 769 番の 8 まで及び 2,695 番の 181 の一部
- 6 申請者の氏名
柳 下 二三雄

横浜市公告第605号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局情報相談部情報相談課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月3日

横浜市長 林 文子

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第18・11・6号
- 2 廃止年月日
平成22年8月24日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
5.00 m
- 5 廃止の場所
港北区篠原町 3,207 番の18及び 3,207 番の29

横浜市公告第606号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局情報相談部情報相談課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月3日

横浜市長 林 文子

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第22・11・10号
- 2 廃止年月日
平成22年8月24日
- 3 廃止部分の道路の幅員
5.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
5.00 m
- 5 廃止の場所
港北区日吉六丁目 2,179 番の3

達

達 第 44 号

庁 中 一 般

横浜市保健所長委任事務に関する決裁規程（平成19年3月達第13号）の一部を次のように改正する。

平成22年9月3日

横浜市長 林 文 子

別表 2 福祉保健センター（神奈川、西、中、都筑、栄、泉及び瀬谷以外）の表生活衛生課の部事案の欄、同表 3 福祉保健センター（神奈川、中、都筑及び瀬谷）の表生活衛生課の部事案の欄及び同表 4 福祉保健センター（西、栄及び泉）の表生活衛生課の部事案の欄中

「

神 奈 川 県
ふ ぐ 取 扱
及 び 販 売
条 例 に 関
す る 事 務

を

」

「

神 奈 川 県
ふ ぐ 取 扱
い 及 び 販
売 条 例 に
関 する 事
務

に改める。

」

附 則

この達は、公布の日から施行する。

達 第 45 号

庁 中 一 般

横 浜 市 危 機 管 理 推 進 会 議 設 置 規 程 (平 成 9 年 3 月 達 第 2 号) の 一
部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

平 成 22 年 9 月 3 日

横 浜 市 長 林 文 子

第 7 条 第 4 項 中 「 消 防 局 危 機 管 理 室 長 」 を 「 消 防 局 危 機 管 理 担 当
理 事 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 達 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

区 告 示

金 沢 区 告 示 第 10 号 (平 成 22 年 8 月 17 日 掲 示 済)

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に
基 づ き 、 平 潟 町 内 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

平 成 22 年 8 月 17 日

横 浜 市 金 沢 区 長 橋 本 康 正

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名	栗 屋 隆	石 塚 一 郎
及 び 住 所	金 沢 区 平 潟 町 9 番 32 号	金 沢 区 平 潟 町 4 番 10 号

泉区告示第20号（平成22年8月25日揭示済）

地縁による団体の認可

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体として、次のとおり認可した。

平成22年8月25日

横浜市泉区長 藤田 譲 治

1 名称

台村自治会

2 規約に定める目的

民主主義の精神に基づき会員の共同生活を通じ、会員相互の親睦と福祉を増進し、地域社会の向上発展を図ること。

3 区域

泉区上飯田町 2,285 番地、 2,292 番地、 2,293 番地、 2,295 番地、 2,300 番地、 2,301 番地、 2,306 番地、 2,307 番地、 2,309 番地、 2,310 番地、 2,314 番地、 2,316 番地、 2,347 番地、 2,348 番地、 2,350 番地、 2,360 番地、 2,366 番地、 2,367 番地、 2,371 番地、 2,372 番地、 2,376 番地から 2,380 番地まで、 2,382 番地、 2,383 番地、 2,390 番地、 2,393 番地、 2,398 番地、 2,400 番地から 2,406 番地まで、 2,409 番地、 2,410 番地、 2,427 番地、 2,429 番地、 2,653 番地、 2,655 番地、 2,656 番地、 2,658 番地、 2,763 番地、 2,766 番地、 2,791 番地、 2,793 番地、 2,794 番地、 2,797 番地、 2,798 番地、 2,802 番地から 2,805 番地まで、 2,807 番地、 2,808 番地、 2,811 番地、 2,818 番地から 2,821 番地まで、 2,823 番地、 2,824 番地、 2,826 番地、 2,827 番地、 2,832 番地、 2,836 番地、 2,851 番地、 2,853 番地、 2,856 番地、 2,880 番地から 2,883 番地まで、 2,886 番地、 2,894 番地、 2,931 番地、 2,948 番地及び 2,954 番地の区域

4 主たる事務所

代表者の自宅に置く。

5 代表者の氏名及び住所

三 堀 寛

泉区上飯田町 2,880 番地

6 裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 認可年月日

平成22年8月25日

磯子区告示第 43 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、杉田梅林町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成 22 年 9 月 3 日

横浜市磯子区長 坂 本 連

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	栗 原 重 泰 磯子区杉田六丁目 39 番 18 号	一 色 洋 磯子区杉田六丁目 13 番 17 号

青 葉 区 告 示 第 4 号

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に 基 づ き 、 あ ざ み 野 自 治 会 か ら 次 の と お り 地 縁 に よ る 団 体 の 認 可 の 告 示 事 項 を 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

平 成 22 年 9 月 3 日

横 浜 市 青 葉 区 長 岡 田 輝 彦

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	藤 田 孝 次 青 葉 区 あ ざ み 野 二 丁 目 34 番 地 の 1	樽 野 雅 昭 青 葉 区 あ ざ み 野 二 丁 目 34 番 地 の 12

栄区告示第15号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、笠間田立町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年9月3日

横浜市栄区長 光田清隆

変更した事項	変更前	変更後
区域	栄区笠間三丁目1番1号、1番18号から1番30号まで、2番13号から2番25号まで、3番、4番、5番3号から5番8号まで、5番24号、6番25号、9番3号から9番24号まで、20番から27番まで、30番1号、31番から43番まで及び44番1号並びに笠間四丁目2番から9番までの区域	栄区笠間三丁目1番1号、1番18号から1番30号まで、2番13号から2番25号まで、3番、4番、5番3号から5番8号まで、5番24号、6番25号、9番3号から9番24号まで、20番から27番まで、30番1号及び31番から43番まで並びに笠間四丁目の区域

区 公 告

青 葉 区 公 告 第 49 号 (平 成 22 年 8 月 24 日 掲 示 済)

土 地 収 用 法 に 基 づ く 裁 決 の 申 請 が あ っ た 旨 の 公 告

土 地 収 用 法 (昭 和 26 年 法 律 第 219 号) 第 45 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 神 奈 川 県 収 用 委 員 会 か ら 通 知 が あ っ た の で 、 同 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 土 地 に つ い て 裁 決 の 申 請 が あ っ た 旨 を 公 告 す る 。

平 成 22 年 8 月 24 日

横 浜 市 青 葉 区 長 岡 田 輝 彦

1 裁 決 の 申 請 に 係 る 土 地 の 所 在 、 地 番 及 び 地 目

所 在	地 番	地 目	
		登 記 簿	現 況
青 葉 区 下 谷 本 町	34 番 の 4	雑 種 地	雑 種 地

2 公 告 期 間

平 成 22 年 8 月 24 日 か ら 平 成 22 年 9 月 7 日 ま で

瀬谷区公告第 20 号（平成 22 年 8 月 25 日 掲 示 済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

平成 22 年 8 月 25 日

横浜市瀬谷区長 外ノ池 浩 志

自動車臨時運行 許可番号標	失効年月日
横 34 - 99 浜 横浜	平成 20 年 12 月 29 日
横 59 - 83 浜 横浜	平成 20 年 9 月 23 日
横 23 - 65 浜 横浜	平成 21 年 1 月 18 日

鶴見区公告第 98 号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成 22 年 9 月 3 日

横浜市鶴見区長 植 田 孝 一

1 更新の時期

平成 22 年 9 月 6 日から平成 22 年 9 月 30 日まで

2 更新の対象

有効期限が平成 22 年 9 月 30 日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新被保険者証を平成 22 年 9 月 6 日から平成 22 年 9 月 30 日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は鶴見区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

神奈川県公告第83号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成22年9月3日

横浜市神奈川区長 岡田優子

1 更新の時期

平成22年9月6日から平成22年9月30日まで

2 更新の対象

有効期限が平成22年9月30日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新被保険者証を平成22年9月6日から平成22年9月30日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は神奈川区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

西区公告第56号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成22年9月3日

横浜市西区長 芳賀宏江

1 更新の時期

平成22年9月6日から平成22年9月30日まで

2 更新の対象

有効期限が平成22年9月30日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新被保険者証を平成22年9月6日から平成22年9月30日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は西区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

中区公告第52号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成22年9月3日

横浜市中区長 中 上 直

1 更新の時期

平成22年9月6日から平成22年9月30日まで

2 更新の対象

有効期限が平成22年9月30日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新被保険者証を平成22年9月6日から平成22年9月30日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は中区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

南区公告第 106 号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成 22 年 9 月 3 日

横浜市南区長 青 井 恒 夫

1 更新の時期

平成 22 年 9 月 6 日から平成 22 年 9 月 30 日まで

2 更新の対象

有効期限が平成 22 年 9 月 30 日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新被保険者証を平成 22 年 9 月 6 日から平成 22 年 9 月 30 日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は南区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

港南区公告第41号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成22年9月3日

横浜市港南区長 大貫 一 幸

1 更新の時期

平成22年9月6日から平成22年9月30日まで

2 更新の対象

有効期限が平成22年9月30日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新被保険者証を平成22年9月6日から平成22年9月30日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は港南区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

保土ヶ谷区公告第51号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成22年9月3日

横浜市保土ヶ谷区長 岡 部 豊

1 更新の時期

平成22年9月6日から平成22年9月30日まで

2 更新の対象

有効期限が平成22年9月30日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新被保険者証を平成22年9月6日から平成22年9月30日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は保土ヶ谷区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

旭区公告第52号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成22年9月3日

横浜市旭区長 萩原 博

1 更新の時期

平成22年9月6日から平成22年9月30日まで

2 更新の対象

有効期限が平成22年9月30日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新被保険者証を平成22年9月6日から平成22年9月30日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は旭区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

磯子区公告第 5 号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成 22 年 9 月 3 日

横浜市磯子区長 坂 本 連

1 更新の時期

平成 22 年 9 月 6 日から平成 22 年 9 月 30 日まで

2 更新の対象

有効期限が平成 22 年 9 月 30 日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新被保険者証を平成 22 年 9 月 6 日から平成 22 年 9 月 30 日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は磯子区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

金沢区公告第 31 号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成 22 年 9 月 3 日

横浜市金沢区長 橋 本 康 正

1 更新の時期

平成 22 年 9 月 6 日から平成 22 年 9 月 30 日まで

2 更新の対象

有効期限が平成 22 年 9 月 30 日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新被保険者証を平成 22 年 9 月 6 日から平成 22 年 9 月 30 日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は金沢区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

港北区公告第 71 号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成 22 年 9 月 3 日

横浜市港北区長 柏 崎 誠

1 更新の時期

平成 22 年 9 月 6 日から平成 22 年 9 月 30 日まで

2 更新の対象

有効期限が平成 22 年 9 月 30 日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新被保険者証を平成 22 年 9 月 6 日から平成 22 年 9 月 30 日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は港北区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

緑区公告第 49 号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成 22 年 9 月 3 日

横浜市緑区長 津 田 祐 孝

1 更新の時期

平成 22 年 9 月 6 日から平成 22 年 9 月 30 日まで

2 更新の対象

有効期限が平成 22 年 9 月 30 日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新被保険者証を平成 22 年 9 月 6 日から平成 22 年 9 月 30 日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は緑区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

青葉区公告第51号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成22年9月3日

横浜市青葉区長 岡田輝彦

1 更新の時期

平成22年9月6日から平成22年9月30日まで

2 更新の対象

有効期限が平成22年9月30日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新被保険者証を平成22年9月6日から平成22年9月30日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は青葉区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

都筑区公告第2号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成22年9月3日

横浜市都筑区長 吉田哲夫

1 更新の時期

平成22年9月6日から平成22年9月30日まで

2 更新の対象

有効期限が平成22年9月30日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新被保険者証を平成22年9月6日から平成22年9月30日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は都筑区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

戸塚区公告第9号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成22年9月3日

横浜市戸塚区長 葛西光春

1 更新の時期

平成22年9月6日から平成22年9月30日まで

2 更新の対象

有効期限が平成22年9月30日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新被保険者証を平成22年9月6日から平成22年9月30日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は戸塚区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

栄区公告第 13 号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成 22 年 9 月 3 日

横浜市栄区長 光 田 清 隆

1 更新の時期

平成 22 年 9 月 6 日から平成 22 年 9 月 30 日まで

2 更新の対象

有効期限が平成 22 年 9 月 30 日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新被保険者証を平成 22 年 9 月 6 日から平成 22 年 9 月 30 日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は栄区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

泉区公告第18号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成22年9月3日

横浜市泉区長 藤田 譲 治

1 更新の時期

平成22年9月6日から平成22年9月30日まで

2 更新の対象

有効期限が平成22年9月30日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新被保険者証を平成22年9月6日から平成22年9月30日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は泉区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

瀬谷区公告第 12 号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成 22 年 9 月 3 日

横浜市瀬谷区長 外ノ池 浩 志

1 更新の時期

平成 22 年 9 月 6 日から平成 22 年 9 月 30 日まで

2 更新の対象

有効期限が平成 22 年 9 月 30 日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新被保険者証を平成 22 年 9 月 6 日から平成 22 年 9 月 30 日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は瀬谷区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

水道局

水道局告示第 5 号

一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間において、横浜市水道局が発注する調達契約に関し、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続については、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）（平成 22 年 9 月横浜市告示第 401 号）を準用する。

平成 22 年 9 月 3 日

横浜市水道事業管理者
水道局長 齋藤 義孝

交通局

交通局告示第20号

一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

平成23年4月1日から平成25年3月31日までの間において、横浜市交通局が発注する調達契約に関し、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続については、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）（平成22年9月横浜市告示第401号）を準用する。

平成22年9月3日

横浜市交通事業管理者
交通局長 池田輝政

病院経営局

病院経営局告示第 3 号

横浜市立脳血管医療センター医業収益の徴収事務の委託
 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定により、横浜市立脳血管医療センター医業収益の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 22 年 9 月 3 日

横浜市病院事業管理者

病院経営局長 原 正道

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
株式会社日本医療事務センター横浜支社 支社長 中 井 仁 志	西区高島二丁目 13 番 2 号	平成 22 年 8 月 1 日から 平成 23 年 12 月 31 日まで

病院経営局告示第4号

一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

平成23年4月1日から平成25年3月31日までの間において、横浜市病院経営局が発注する調達契約に関し、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続については、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）（平成22年9月横浜市告示第401号）を準用する。

平成22年9月3日

横浜市病院事業管理者

病院経営局長 原 正道

人事委員会

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
。

平成22年8月19日

横浜市人事委員会

委員長 岡部 光 平

横浜市人事委員会規則第12号（平成22年8月19日揭示済）

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（平成19年3月横浜市人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項に次の1号を加える。

(3) 市長部局助産師採用選考

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

その他

環境創造局政策専任部長の分担事務の廃止

環境創造局政策専任部長の分担事務（平成20年4月1日）は、平成22年3月31日限り廃止した。

経済観光局政策専任部長の分担事務の廃止

経済観光局政策専任部長の分担事務（平成20年4月1日）は、平成22年3月31日限り廃止した。